

令和7年4月

事業主様

伊勢労働基準協会長

職長等教育（建設業を除く）のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、労働災害による被災者の大部分は、現場で働く労働者であり、この労働者を直接指導監督し仕事を進める最先端の職長等監督者が、労働災害防止の実質上の鍵を握る重要な立場にあります。

労働安全衛生法第60条では、事業場で新たに職務につくことになった職長、その他作業中の労働者を直接指導又は監督することとなった者に対し、安全衛生教育を行わなければならないことが定められております。

令和5年4月1日から、労働安全衛生法施行令第19条で定める業種に、以下の2業種が追加され、職長教育の実施が必要となりましたので、ご注意下さい。

【追加業種】

- ・食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）
- ・新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

なお、「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、従前から職長教育の対象業種となっており、本改正により、全ての食料品製造業（日本標準産業分類の「中分類09－食料品製造業」に該当する業種）が職長教育の対象となります。

当協会では、事業者に代わって「職長教育」を下記のとおり実施致しますので、是非この機会に受講され、職場の安全衛生の確保に資せられますようご案内申し上げます。

敬具

記

- 日時
1日目 令和7年7月23日(水)
2日目 令和7年7月24日(木)
両日、午前8時45分～午後4時30分
- 場所
三重職業能力開発促進センター 伊勢訓練センター
「ポリテクセンター伊勢」 視聴覚研修室
伊勢市小俣町明野 685 TEL0596 - 37 - 3121
- 定員
30名 [締切日：7月2日(水)]
※定員になり次第締切りとさせていただきます。
※受講費用は、申込み締切日の後に取消されてもお返し出来ませんので、ご了承下さい。
- 受講料
会 員：11,000 円 （受講料 10,000 円 10%対象・1,000 円）
非会員：13,500 円 （受講料 12,273 円 10%対象・1,227 円）

5. 教育科目

- 第1日目
- ①指導及び教育方法
 - ②作業中における監督および指示の方法
 - ③作業手順の進め方
 - ④労働者の適正な配置
 - ⑤異常時における措置
 - ⑥災害発生時における措置
- 第2日目
- ①危険性又は有害性等の調査方法
 - ②危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置
 - ③リスクアセスメントの考え方、進め方
 - ④設備、作業等の具体的な改善の方法
 - ⑤安全衛生点検
 - ⑥労働災害防止についての関心の保持
 - ⑦労働者の創意工夫を引き出す方法

6. 申込方法 別紙の申込書にて当協会にお申し込み下さい。（申込書 FAX 可）
- （1）受講費用は、申込締切日までに下記に振込頂くか直接ご入金願います。
（振込みの場合の手数料は、教育申込者ご負担でお願いします）
尚、振込金受取書にて領収証に代えさせていただきます。

振込先	三十三銀行 八間通支店（普通）0 3 5 8 3 2 5
	口座名義 伊勢労働基準協会

※適格請求書が必要な場合は申込書にチェックを入れて下さい。
申込のアドレスに送信します。

- （2）受講票は、受講費用の入金確認後、FAX にて返信いたします。
※複数の場合は該当者に応じて返信させていただきます。

7. 修了証の交付 所定の全科目修了者に、修了証を交付します。



近鉄明野駅から徒歩10分、国道23号線「東大淀町」交差点から約1.6km